

平成30年度 健全化判断比率・資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）により、全ての地方公共団体において平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられています。只見町の各指標の状況は表のとおりです。

1 健全化判断比率について

① 実質赤字比率

- ・普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合です。
- ・昨年度に引き続き赤字が生じていないため、比率は算出されませんでした。

② 連結実質赤字比率

- ・全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合です。
- ・昨年度に引き続き赤字が生じていないため、比率は算出されませんでした。

③ 実質公債費比率

- ・借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。
- ・只見町は、3.2%で、昨年度同率となりました。
これは、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っています。

④ 将来負担比率

- ・一般会計等の借入金（地方債）や将来支払う可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。
- ・昨年引き続き将来負担比率が算出されませんでした。

指 標		平成30年度 決算	平成29年度 決算	比較増減	早期健全化 基準	財政再生 基準
健全 化 判 断 比 率	① 実質赤字比率	— %	— %	— %	15.00 %	20.00 %
	② 連結実質赤字比率	— %	— %	— %	20.00 %	30.00 %
	③ 実質公債費比率	3.2 %	3.2 %	0.0 %	25.0 %	35.0 %
	④ 将来負担比率	— %	— %	— %	350.0 %	

2 公営企業の経営健全化指標について

⑤ 資金不足比率

- ・公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。
- ・昨年度に引き続き資金不足が生じていないため、該当ありません。

指標	会計名	平成30年度 決算	平成29年度 決算	比較増減	早期健全化 基準
⑤ 不 資 金 比 率	簡易水道特別会計	— %	— %	— %	20.0 %
	集落排水事業特別会計	— %	— %	— %	20.0 %

財政健全化法について

現在の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再建」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしています。